第九号の三様式記載上の注意(1) g(c)①中「第127条第１項」を「第129条第１項」に改め、同記載上の注意(1) g(c)②中「第127条第３項」を「第129条第３項」に改め、同記載上の注意(16)の次に次のように加える。

(16－２)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

ａ　複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

ｂ　前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

ｃ　「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式１株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

第九号の三様式記載上の注意(17)に次のように加える。

ｄ　当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

第九号の三様式記載上の注意(21)及び(22) ａ(a)中「第83条第１項」を「第85条第１項」に改め、同記載上の注意(22) ａ(b)中「第83条第３項」を「第85条第３項」に改める。

第十号様式第一部第５の１中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

（２）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(18－２)

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

第十号様式記載上の注意(1) g(c)①中「第127条第１項」を「第129条第１項」に改め、同記載上の注意(1) g(c)②中「第127条第３項」を「第129条第３項」に改め、同記載上の注意(18)の次に次のように加える。

（18－２）　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

ａ　複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

ｂ　「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式１株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

第十号様式記載上の注意(19)に次のように加える。

ｄ　当該半期中において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

第十号様式記載上の注意(23)及び(24) ａ(a)中「第74条第１項」を「第76条第１項」に改め、同記載上の注意(24) ａ(b)中「第74条第３項」を「第76条第３項」に改める。

第十一号様式記載上の注意(3)中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加え、第十一号様式第一部第１の４(2)及び５中「

新株予約権の目的となる株式の種類

」を「

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の新株予約権の目的となる株式の種類

」に改め、同様式第一部中第３を第４とし、第２の次に次のように加える。

特質	

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

２【株券等の譲渡制限】

３【発行条件に関する事項】

４【大規模な第三者割当に関する事項】